

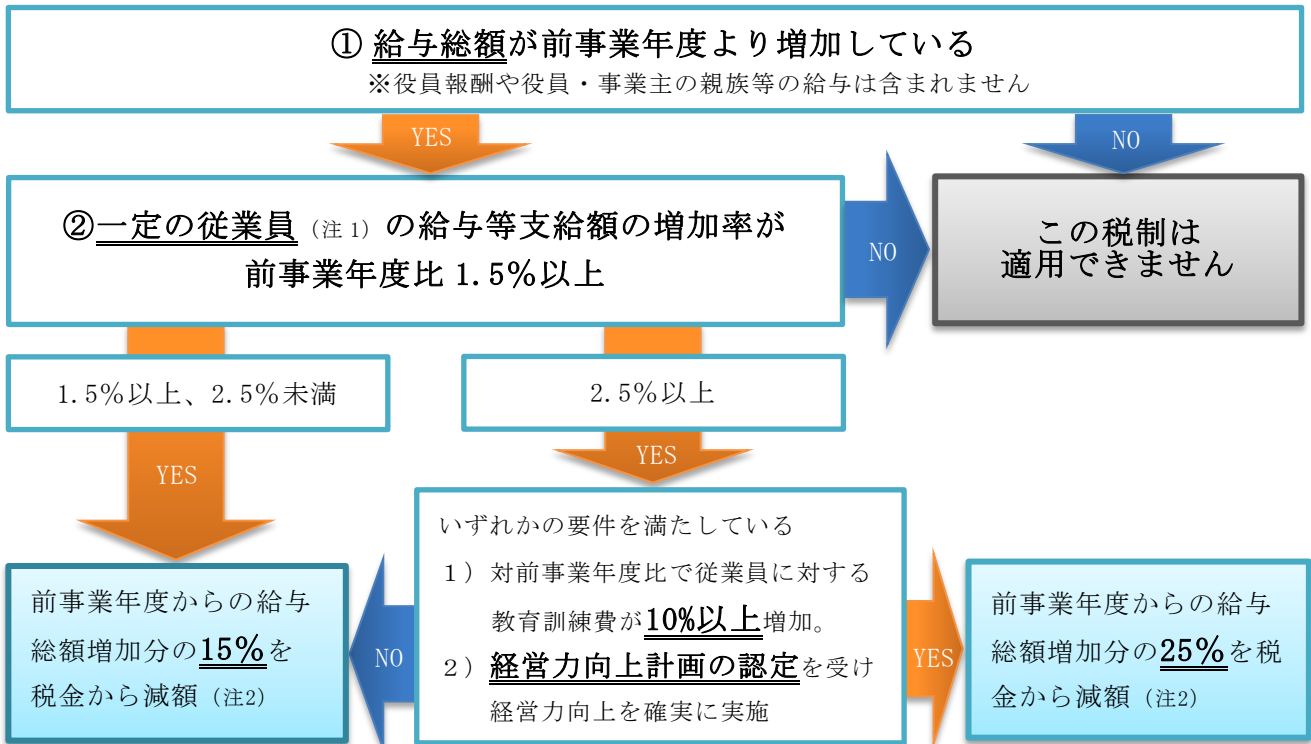
TAX NEWS

平成 30 年度税制改正 『所得拡大促進税制』

～従業員給与が増加した場合、法人税・所得税が減額することがあります～

青色申告書を提出している中小企業者等が、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、一定の要件を満たしていれば、その増加額の一部を法人税（個人事業主の場合は所得税）から減額することができます（所得拡大促進税制）。こちらの税制は、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度（法人は通常だと、平成 31 年 3 月決算。個人事業主は平成 31 年分の確定申告）より、要件が見直されました。今回は見直された要件を含めて、改めて制度についてご紹介します。

税金が減額となる要件は、下記のように判定



（注1）一定の従業員とは、下記すべての要件を満たす者

- ①前事業年度の期首～今期末迄すべての月で給与支給がある
- ②上記すべての期間、雇用保険の一般被保険者である
- ③上記のすべて又は一部期間、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象でない

（注2）減額できる税金の上限額は、法人税額・所得税額の20%

（注1 例）個人事業主の場合（下記はすべて雇用保険の一般被保険者）

| | 2018年 | 2019年 | |
|-----|------------------------|----------------------|-------|
| Aさん | 2018/1/1より雇用 | 2019/12/31まで継続して給与支給 | ○ 該当 |
| Bさん | 2018年4月入社 | 2019年 | ✗ 非該当 |
| Cさん | 週1回勤務 2018年6月～フルタイム | 2019年フルタイム | ✗ 非該当 |

2018年以前より雇用（週1回勤務。雇用保険未加入）。2018年6月よりフルタイム（雇用保険加入） 2019/12/31まで継続して給与支給 → 非該当

なお、上乘せ（25%となる）要件の従業員に対する教育訓練費については、税務署への添付資料として実施内容や対象者等を記載した明細・領収書の提出が求められています。

この制度では、大幅な賃上げを行った場合や、医師を雇用して給与が増加した場合等で、税額が大きく減額となった事例があります。今回の改正で、給与等支給額の増額率要件が1.5%以上となっているため、昇給の際はこの数字を気に留めておくと、税額の減額につながる可能性があるかもしれません。（文責 橋本 明日香）